

# 令和7年分 農業所得 収入金額・必要経費一覧

※「収入金額・必要経費一覧」の記入がない場合、申告受付をすることができません。円滑な申告受付のために、ご協力をお願いします。

## ◆収入金額◆

項目	年間の金額	具体的な内容	内訳
①販売金額	円	1年間に販売した農産物の販売金額を記入してください。農協・市場に出荷した農産物だけでなく、個人に販売したものも計上してください（農協・市場に出荷したものについては、手数料等出荷に要する経費を差し引く前の金額で計算してください）。	水稻作付 a 俵 米販売金額 円 青果物( ) 円 その他 円
②家事消費金額	円	家事のための消費や、親族等に贈答したものは家事消費分として計算してください。家事消費等に記載する金額は、販売がある場合は、販売金額から出荷経費を引いた後、販売数で割った単価で算出します。また、販売がない場合は、収穫時の庭先価格か、農協の仮渡単価を参考に算出します。	家事消費米 数量 俵 その他 円 自家用野菜作付面積 a
③雑収入	円	農業に関する収入で販売金額以外のものです。 【例】米（自主流通米・加工米）の精算金、各種補助金・交付金等、水稻や野菜・果樹共済等の農産物の受取共済金、作業受託手数料等。	精算金 円 補助金・交付金 円 その他 円
④小計	円	★田畠を賃付して、現金や現物（米や野菜）を受け取っている場合は、農業所得ではなく「不動産所得」になります。固定資産税・土地改良費等（必要経費として認められるもの）の領収書を忘れずにお持ちください。	

## ◆必要経費◆

項目	年間の金額	経費となるもの（農業に関するもの）	経費とならないもの	メモ
⑧雇人費	円	アルバイトの給料（手間代）、賄費、作業委託料 <b>裏面内訳表※1に支払者の氏名・住所・支払額等を記入してください。</b>	家族への給料	
⑨小作料・賃借料	円	農業用の土地を借りた場合の地代、農機具の賃借料、共同施設（ライスセンター等）の使用料 <b>裏面内訳表※2に支払先の氏名・住所・支払額等を記入してください。</b>	自宅の地代や家賃	
⑩減価償却費	円	農業用に使用している資産（機械、車、建物等）で、取得価格が10万円以上のもの。 <b>計算が困難な方は、裏面内訳表※3に名称・面積又は数量・取得年月日・取得価格を記入してください。</b>	自宅の償却費	
⑪利子割引料	円	農業に関する借入金の利子	借入金の元金、住宅取得のための借入金利子	
⑫租税公課	円	農業用資産（田・畠・納屋等）の固定資産税、農業用自動車の自動車税、農事組合費、水利費等	所得税、住民税、国民健康保険税、生活用資産の固定資産税・自動車税	
⑬種苗費	円	種子代・苗代・種いも等の購入費	—	
⑭肥料費	円	化学肥料、たい肥の購入費	—	
⑮農具費	円	取得価格が10万円未満の農具の購入費 (くわ、かま、バケツ、スコップ等の小農具)	取得価格が10万円以上のもの（減価償却費）	
⑯農薬衛生費	円	農薬費、共同防除負担金	—	
⑰諸材料費	円	農産物の生産に直接必要なビニール、支柱、針金、鉢、土（客土は除く）等の購入費用	出荷資材・包装資材等（荷造運賃手数料）	
⑱修繕費	円	農業用建物や農機具の修繕費、農業用トラックの修繕費・車検代、ビニールハウスの張替え費用	自宅の修繕費、自家用車の修繕費・車検代	
⑲動力光熱費	円	揚水、かん水等の農業用機械・施設に要した水道料・電気料、農業用機械・農業用自動車に要した軽油・ガソリン・オイル代、ハウス施設の重油等の購入費用	自宅の水道代・電気代・灯油代や自家用車の燃料・オイル代	
⑳作業用衣料費	円	農作業に必要な衣類、長靴、地下たび、帽子等の購入費	家事用の衣類の購入費	
㉑農業共済掛金	円	水稻・果樹等の農産物にかかる掛金、農業用資産（納屋・ハウス等）の火災保険料、農業用自動車の損害保険料等	住居の保険料、生命保険料、傷害保険料	
㉒荷造運賃手数料	円	生産物の販売に要した袋・箱等の包装資材・出荷資材の購入費用、市場手数料、農協手数料、運送費、検査料等	—	
㉓土地改良費	円	土地改良区（10aあたり1万円が上限です。）、水利組合の賦課金、客土費用	—	
㉔雑費	円	事務用品の購入費、通信費、農業新聞購読費等 分類できないものはこちらに計上してください。	生活費	
㉕小計	円	住 所 真岡市		

◎項目名に付いている番号（①～⑯）・記号（⑰～㉓）は、申告の際に提出していただく収支内訳書の番号・記号と対応しています。

◎裏面もありますので記入してください。

◎令和4年10月改正通達で、帳簿類の作成保存が無い場合は「雑所得」に区分されることになりました。

氏 名

生年月日（大正・昭和・平成 年 月 日）

電話番号 ( )